

中遠総合庁舎公募防災用品展示事業実施要領

令和6年3月5日

1 目 的

防災対策上有益な物品を中遠総合庁舎内に展示することにより、県民の防災対策の推進や自主防災組織等の防災資機材の整備に資することを目的とする。

2 展示場所

静岡県中遠総合庁舎東館1階ラウンジ内

3 展示期間

西部地域局が定める期間とする。

4 対象展示物

家庭内防災に資するもののうち、中遠総合庁舎での展示を申請し、西部地域局が展示承認をした防災用品。

ただし、展示希望が多数の場合には西部地域局により展示内容の調整を行う。

5 留意事項

- (1) 原則として実物を展示するものとするが、パンフレット等による紹介も認める。
- (2) 展示コーナーへの設置等については、出展者の責任と経費により行うものとする。
- (3) 給電、給水等により作動する防災用品の展示は、これらの供給なしの非作動の状態で展示する。
- (4) 展示品の盗難、破損等の損害については、原則として県は補償しない。
なお、出品者には損害保険又は盗難保険に加入するなど必要な対応を求める。
- (5) 出展者は、展示品等に関する価格及び問い合わせ先を表示する。
- (6) パンフレット、パネル等は出展者が用意し、パンフレットの補充等も出展者が行う。
- (7) 企業から展示申請を受けた防災用品の展示については、防災用品を確認の上、西部地域局内で展示の可否の判断を行う。

6 撤去

出展者は、展示期間が満了した場合は、自己の責任により西部地域局が示す期日までに展示品を撤去する。